

# 臨時休業中の校庭開放について

春日部市教育委員会

- 開放期間** 3月23日(月)～3月31日(火) \*土日祝日は除く  
(4月からについては、後日また連絡します)
- 開放目的** 臨時休業中における児童生徒の心身の健康維持のため
- 開放施設** 市内公立小学校、中学校及び義務教育学校の校庭
- 利用施設** 通っている学校の校庭
- 開放時間**

小学校	13:30～14:30	1～3年生
	15:00～16:00	4～6年生
中学校	13:30～14:30	1年生
	15:00～16:00	2・3年生
義務教育学校	13:30～14:30	1～4年生
	15:00～16:00	5～9年生

\*兄弟がいる場合はどちらかの時間を一緒に利用して構いません。
- 利用上のルール**
  - ①登下校について
    - 小学生は、保護者等と一緒に来ましょう。
    - \*一時預かり及び学童の児童は担当の先生の指示に従いましょう。
    - 中学生は、通常の登下校の方法とします。
    - \*自転車通学者は自転車を許可します。
  - ②活動前後の手洗いやうがいなど感染防止策を徹底しましょう。
  - ③活動前に校門等で受付と健康観察を行います。
  - ④活動中について
    - 小学生は、保護者等が見守る中で活動しましょう。
    - 中学生は、安全面に配慮して活動しましょう。
  - ⑤中学生は活動中、学校指定のジャージ又は体育着を着用しましょう。
  - ⑥活動における用具等の貸出はしません。
  - ⑦遊具の使用は禁止とします。
  - ⑧密集・密着状況にならないように、注意して活動しましょう。